

久留米工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル

久留米工業高等専門学校いじめ対策委員会

1. いじめ早期発見のための取組

いじめ問題では、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、教職員は日頃から学生との信頼関係の構築に努めなければならない。このためには教職員が学生の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

(1) 教職員のいじめ認知力向上

教育活動は学生の人権を尊重したものでなければならない。学生の立場に立ち、学生を守るという姿勢を保つことが重要である。

学生の些細な言動から兆候を感じ取れるのが理想である。日頃から学生の気持ちを受け入れ、共感できる力を高めようとする姿勢が求められる。

(2) いじめ発見のきっかけ

いじめは担任以外の教職員の発見及び本人からの訴えが少なくない。このため、いじめ防止には教職員の情報共有と訴えへの対応の適切さが重要となる。

また、寮生活では、寮務関係教職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにすることが重要である。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、

1. 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間外れ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. 上記7の様子を撮影される、他者に送信される。
9. SNS 上で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

などが挙げられるが、教職員は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。

(4) 早期発見の方法

いじめ早期発見の決め手は教職員の気づきである。同じ目線で物事を考え、場を共有することが、学生個々の置かれている状況や精神状態を推し量る上で重要である。

いじめ問題の把握には、学生からのいじめに関するアンケート調査や学生の意識調査等が有効となる。

また、学生相談室及び学校以外の相談しやすい窓口の存在並びにカウンセラーによりカウンセリングが受けられることを、教室掲示等により周知する。

#### (5) 相談しやすい環境づくり

##### ①本人からの訴え

- ・心身の安全の確保

相談学生を守る姿勢を明確にする。カウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

- ・事実関係や気持ちの傾聴

相談学生を信じている姿勢を明確にし、話を傾聴する。

##### ②周りの学生からの訴え

相談学生が新たにいじめの対象とならないよう、適切な場所・時間及び安全を確保して、話を傾聴する。

##### ③保護者からの訴え

- ・連絡先の周知

保護者がいじめに気付いた際、即座に学校に連絡できるよう、連絡先の周知徹底を図る。

- ・学校と保護者間の信頼関係の構築

日常的に学生の様子を保護者に伝える仕組みを構築しておく。

## 2. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、早期の対応が不可欠である。いじめられている学生への対応を最優先とする、迅速な指導が肝要である。この際、対応する教員は単独で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが求められる。加えて、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要もある。

### (1)いじめ対応の基本フロー

いじめ情報（担任、他の教職員など → 学生主事室、厚生補導委員、いじめ対策委員）

↓

「いじめ対策委員会」の開催

#### ①実態把握

当事者、他学生の聞き取り調査

関係教職員間の情報共有

#### ②指導体制・方針決定

指導方針の明確化

全教職員の共通理解と分担

機構本部との連携（事実確認の結果を機構に報告）

### ③学生指導・支援と保護者との連携

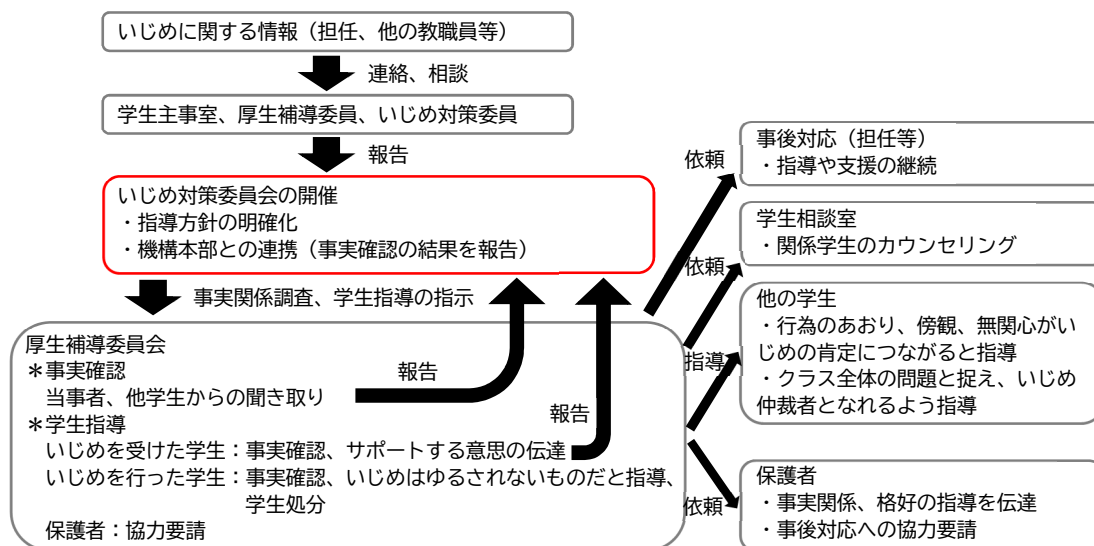
- ・いじめを受けた学生：保護と不安緩和
- ・いじめを行った学生：人権意識の教育、指導
- ・保護者：協力要請

### ④事後対応

指導や支援の継続

関係学生のカウンセリング

## いじめ対応基本フロー



### （２）いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した者は、即時、いじめを止め、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。同時に、学級担任及び学生主事室に連絡する。

### （３）いじめが発生した場合の対応

#### ①いじめを受けた学生

[学生に対して]

- ・事実確認とともに、つらい気持ちの受け入れ、共感
- ・最後までサポートする意思の伝達
- ・「解決ができる」と伝達

[保護者に対して]

- ・発見日に保護者に連絡し、事実関係を直接伝達
- ・学校の指導方針と今後の対応を伝達
- ・家庭との継続した連携による解決

## ②いじめを行った学生

[学生に対して]

- ・いじめた時の感情・状況などについて十分な聞き取りを行い、学生のおかれた背景を理解した上での指導を実施
- ・孤立感や疎外感を与えないよう配慮した上で毅然とした対応と指導を実施。いじめは決して許されない行為であること、いじめを受けた学生の気持ちを認識するよう指導

[保護者に対して]

- ・正確な事実関係と被害者心理を伝え、解決を図りたいという意思を伝達
- ・学生に対してと同様、いじめは決して許されない行為であることを伝え、事態の重大さを認識させるとともに家庭での指導を依頼
- ・学生指導を有効にするため、今後の関わり方などへの具体的な助言を実施

## ③他の学生

- ・いじめを受けた学生のみならず、クラス全体の問題としてとらえ、いじめ仲裁者となれるよう指導
- ・行為のあおり、傍観、無関心が、いじめの肯定につながると指導

## 3. インターネット関連のいじめへの対応

### (1) インターネットの特殊性による危険

①インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。

②一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼす。

### (2) インターネットリテラシーに関する教育

学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

### (3) 情報の削減又は発信者情報の開示

インターネットを通じていじめが行われた場合において、いじめを受けた学生又はその保護者が、いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明しなければならない。

## 4. 重大事態への対処

- ①学校はいじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、及びいじめにより学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、当該事態を重大事態として対処する。
- ②学校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
- ③学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。
- ④学校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤学校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- ⑥学校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、いじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにホームページによる公表を行う。